

## 老人福祉手当の段階的廃止を中止し、制度の充実を求める意見書

東京都は従来、寝たきり高齢者に対し、月額 55,000 円（70 歳以上の場合）の老人福祉手当を支給してきた。しかし、2000 年 3 月に「老人福祉手当条例」を改正し、同制度を 2003 年 3 月に廃止することを決定した。経過措置として、新規受付は停止し、従来からの受給者は支給額を 1 年に 4 分の 1 ずつ減額することとした。

都はこれまでの説明で、「老人福祉手当を廃止しても、寝たきり高齢者への支援は、介護保険制度で対応できる」といつてきた。しかし、実際に昨年 4 月から介護保険制度が始まってみると、介護保険だけではサービスが不足する、保険料、利用料の負担が重く制度を十分に利用できない、介護基盤整備の遅れなどにより病院での入院を余儀なくされ、その負担が毎月数十万円にものぼるなど、介護保険だけでは対応できず、逆に福祉手当の充実こそが必要とされる事態が明らかになっている。

よって、本市議会は、東京都に対し、老人福祉手当の段階的廃止は中止し、制度の充実を求めるものである。

上記、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 13 年 6 月 21 日

三鷹市議会議長 中山和政